

平成

二十六年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第六号)

平成二十六年十二月十七日(水曜日)

議事日程(第七号)

平成二十六年十二月十七日 午前十時開議

- 第一 みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査について
- 第二 選第 八号 常任委員会委員の所属変更について
- 第三 選第 九号 議会運営委員会委員の選任について
- 第四 選第 十号 特別委員会委員の選任について
- 第五 同第 三号 五條市監査委員の選任について
- 第六 発議第二十一号 CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について
- 第七 発議第二十二号 益田吉博議員に対する議員辞職勧告決議について
- 第八 発議第二十三号 経営所得安定対策に係る適正な事務執行を求める決議について
- 第九 議第 六十七号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第六号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事（総務部長）
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長

太 檜 内 堀 青 福 櫻 河 谷
田 内 内 山 塚 井 村 口
好 成 伸 智 勝 敬 康 幸
紀 吉 起 博 彦 三 友 雄

一 番
二 番
三 番
四 番
五 番
六 番
七 番
八 番
九 番
十 番
十一 番
十二 番

養 平 牧 宗 吉 窪 岩 福 山 吉 益 大
田 岡 野 部 田 本 塚 口 田 田 谷
全 清 雅 康 佳 耕 雅 吉 龍
康 司 一 寛 正 秀 孝 実 司 範 博 雄

事務局職員出席者

産業環境部長	辻	信	彦
都市整備部長	永		
教育部長	井	稔	
西吉野支所長	大	稔	
大塔支所長	田	博	
水道局長	河	佳	幸
会計管理者	西	尾	子
秘書課長	竹	本	治
企画政策課長	水	本	明
財政課長	和	田	明
土地開発公社事務局長	上	田	則
事務局長	乾		
事務局次長	松		
事務局次長補佐	久		
事務局主任	片		
速記者	柳		
	ヶ		
	瀬		
	山		
	保		
	仁		
	五		
	美		
	美		
	彦		
	士		
	旬		

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る十五日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

○議長（窪 佳秀）これより日程に入ります。

日程第一、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査についてを議題といたします。（議場に声あり）

〔益田吉博議員退場〕

○議長（窪 佳秀）本件につきましては、厚生建設常任委員会委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、刈草等たい肥化事業に関する事項につきまして、厚生建設常任委員会における検査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、今回の検査をするに至った経緯について御説明申し上げます。

本年の第三回九月定例会において、地方自治法第九十八条第一項の規定による事務の検査を当委員会に委任する動議が提案されました。動議の趣旨としては、九月定例会の決算審査特別委員会の審査の際に、委員から質疑があった刈草等たい肥化事業に関する事項について不明な点があり、所管である当委員会に委任し検査を求めるというもので、当委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限が委任されました。

それでは、平成二十六年十月七日、十一月十日及び十二月二日に開催いたしました当委員会における三回の検査の概要を十二月十日に開催いたしました四回目の委員会で委員長報告をまとめたものについて御報告申し上げます。

なお、十二月十日は一名の議員が途中退席し、一名の委員が四回をとおして欠席でした。

十月七日に開催いたしました委員会では、地方自治法第九十八条第一項に規定されている議会の検査権について再確認し、去る十月一日に議長から当局に対して検査対象の書類の提出を求め、これに基づき委員会として検査を行いました。

初めに、当局から、刈草等たい肥化事業の取組に関する趣旨説明及び経緯の概要について説明を受けました。それによると、ごみ処理の広域化に伴う新施設の建設が迫る中、やまと広域環境衛生事務組合への建設費等の負担金については、二市一町がごみ処理量による割合で負担することになっており、ごみの減量化を図るため、刈草等たい肥化事業だけではなく、古紙回収、不燃物の再資源化等、間断のない事業展開を図ったとの説明がありました。引き続き、提出のあった八田町の事業に伴う資料の詳細な説明があり、委員から、五條産直組合たい肥部と

委託契約を結んだ経緯等についてただしたのに対し、「平成二十四年度ごみの減量化施策に伴い、刈草のたい肥化事業の準備について、処理手順を一議員に説明したところ、委託業者が処理手順を理解していて経験があるとの話があったので、その委託業者と委託契約を行った。準備作業の考え方については、実施要綱に規定しているたい肥化の業務委託の一環である。」との答弁がありました。

次に、準備作業の図面についてただしたのに対し、「図面があるものと誤った認識をしていた。」との答弁がありました。

また、八田町の土地所有者等についてただしたのに対し、「土地所有者は益田議員であり、借地料は近傍の路線価を参考にするが、売買実例による価格を基礎とし、用地対策連絡協議会の定める五パーセントの年額である。八田町の作業場整備については、準備段階で契約を解除したので支払はしていない。」との答弁がありました。

次に、百三十九万六千五百円は建設工事レベルであるが随意契約をした理由等についてただしたのに対し、「地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定により随意契約を行った。また、一件につき二百万円未満の契約の締結に関することは部長が専決できる事項となっている。」との答弁があり、委員から、緊急性についてただしたのに対し、「やまと広域環境衛生事務組合への負担金が大きくなる三年間について、緊急避難にごみの減量化を早急に実施する必要があった。」との答弁がありました。

次に、準備作業の工事の再委託についてただしたのに対し、「準備作業の中で包括していると理解していた。」との答弁があり、委員から、市長は知っていたのかただしたのに対し、「その時点では知らなかった。」との答弁がありました。

次に、作業計画表についてただしたのに対し、「着手届にある作業計画書が作業計画表である。」との答弁がありました。

次に、構造物の指示書についてただしたのに対し、「現場では口頭で指示をして職員が目視により検査を行った。」との答弁があり、こういう状態でやっていくのはおかしいとの委員からの意見に対し、「準備作業を委託業務から外して発注すべきであった。今後、整理していく。」との答弁がありました。

次に、委託料の戻入等についてただしたのに対し、「たい肥化の最終目的を達成していないので返金してもらった。また、土地の賃貸借については、途中解除したため借地料は支払っていない。たい肥化金型枠等の設置費用については、市が貸し出ししている。」との答弁がありました。

次に、一議員の土地にもかかわらず市が委託業者と契約したことについてただしたのに対し、「たい肥化事業が委託業者の事業でないためである。また、経費の収支を明瞭化するためである。」との答弁がありました。

午後三時十二分に休憩し、午後三時二十五分から検査を再開しました。

再開後、当局から、滝町の事業に伴う資料の詳細な説明があり、委員から、委託業者である五條産直組合と地権者の借地契約についてただしたのに対し、「土地所有者は三名で、委託業者に集約してもらい市が借りている。金額については、農道整備における売買実例があったのでその金額を算定基礎として用地対策連絡協議会が定める五パーセントの年額で契約をしている。当時においては問題ないと判断したものである。」との答弁がありました。

次に、五條産直組合に十箇月で十七万六千円を支払い、委託業者から地権者に五万円の支払いとなっていることについてただしたのに対し、「市の顧問弁護士の見解としては、転貸することに問題はないが、市が委託業者に地権者から借りた以上の金額を支払うことは利益供与に当たるとはならないことであつた。」との答弁があり、法的なことに対しては、今回の委員会での検討課題としました。

次に、土地の賃借料等についてただしたのに対し、土地の賃借料について詳細な説明があり、委員から、一議員の親族と土地の賃貸借契約を行ったことに関し、政治倫理条例に抵触するかどうか疑問があるとの意見がありました。

次に、滝町に係る工程表等があるかどうかただしたのに対し、「工程表はない。」との答弁がありました。

次に、八田町と滝町の業務受託者が違う理由についてただしたのに対し、「市長に報告をして事業の内容を整理するということで変更したものである。」との答弁がありました。

事業の期間についてただしたのに対し、「平成二十五年十月五日で中止した。」との答弁があり、中止した理由等についてただしたのに対し、市長から、「担当者の説明を聞いて不自然な状況があつたので中止させた。当初は知らなかったが、八田町で井戸水が濁つたということから分かつたので中止した。滝町についてもどうしても進めなければならない事業なので、最終的に私自身も内容を確認したところ、決裁のときにまだ不自然な点があつたので指示し、契約書を直した。最終的には私の責任であることも認識している。」との答弁がありました。

これからのたい肥化事業の取組やたい肥化による負担金の軽減についてただしたのに対し、「適当でなかったところもあつたが、検証し、是正するところは是正して今後も引き続いて減量化・再資源化に取り組んでまいりたい。また、ごみのたい肥化による負担金の軽減については、二二三トンの刈草をたい肥化して焼却しなかったことで、約七千四百万円の負担金に相当する効果である。」との答弁があり、委員から、費用対効果は大きいのでしつかり公募して、透明性のある中でやってもらいたいとの意見がありました。

次回、車谷町の説明と、今回出た疑問点もあるので、それに対して協議を行うことになりました。

十一月十日に開催された委員会では、まず、当局から車谷町の事業について資料に基づいた詳細な説明があり、委員から、八田町から滝町の事業が終了するまでの協議についてたまたしたのに対し、「一議員と委託業者で協議を行った。」との答弁があり、委員から、思いがあつてやったのは分かるが、もっとオープンにすべきであるとの意見がありました。

次に、見積書・領収書についてたまたしたのに対し、「車谷町の事業から、より明確にするため見積書等を添付するよう指示した。」との答弁があり、最初に事業が完成したのは車谷町ではないのかたまたしたのに対し、「場所が農地のため事業ができず、八田町、滝町、車谷町の順で事業を行った。」との答弁がありました。また、設計書の有無についてたまたしたのに対し、「八田町と滝町は急を要したため設計書はないが試算はしてあつた。舗装等の検査については目視で行い、数量的には現場で確認した。」との答弁あり、委員から、再度検査をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、処理費の金額についてたまたしたのに対し、「実施要綱に定めているトンあたり八千四百六十円である。」との答弁があり、委員から、事業の中止についてたまたしたのに対し、「違約金等必要なことは、協議して決める必要がある。」との答弁があり、さらに、やまと広域環境衛生事務組合への負担金についてたまたしたのに対し、「たい肥化をしなければ負担金に返ってくる。」との答弁がありました。

市長の指示の時期についてたまたしたのに対し、「八田町の事業のときに地元住民から聞き、市民の理解を得て、きちつと進めることを指示した。」との答弁がありました。

午前十時五十五分に休憩し、午前十一時五分から検査を再開しました。

再開後、全体の審議に入り、委員から、滝町の協議を誰と行ったかについてたまたしたのに対し、「やまと広域環境衛生事務組合への負担金を減らすためには、ごみの減量化を進める必要があります、そのため一議員に御理解をいただき、滝町の協議をお願いした。」との答弁があり、委員からは、政治倫理条例からするとおかしく、もっとオープンにすべきであるとの意見がありました。

委託業者と地権者との土地の賃貸借料についてたまたしたのに対し、「業務委託業者と契約することだけを考えていたので、委託業者と地権者の賃貸借契約については、分かっていなかった。」との答弁があり、委員から、利益供与について再度たまたしたのに対し、「前回の委員会では、市の顧問弁護士は、利益供与にあたる可能性があるとの答弁であつたが、十月八日に再度確認したところ、前回回答した利益供与の件は一般的な話で、市が利益を得なければ利益供与にはあたらない。また、詐欺にもならない。今回の事案については委託業者が三者から五万円で借り受け、市が規定どおりの精算で借り受けているのであれば妥当性がある。しかしながら、事業を行うために準備した土地であること

から市民感覚的におかしく感じる場合もあるだろうとの回答を得た。」との答弁があり、委員から、監査も決算も終わりこのような検査の対象となったことで職員の士気が低下しないかたまたまのに対し、「ごみの減量化に対しては、担当も成し遂げなければならないと認識している。中途半端な気持ちではできないが、万が一そのようなことがあればフォロー・ケアをしていく。」との答弁がありました。

三箇所の検査及び領収書の有無についてたまたまのに対し、「検査は担当者が目視で行った。領収書は、今から取れるものは取るようにしたい。」との答弁があり、委員から、現地に行ってもう一度検査をしてもらいたいとの意見がありました。

いくつかの問題点があり、政治倫理条例に関しては審査会の判断によるもので、委託業者と地権者の間の金額の差や領収書等については、次回に委員会を開催し、協議することになりました。

十二月二日に開催された委員会では、まず、当局から追加資料の説明があり、委員から、八田町の検査についてたまたまのに対し、詳細な説明がありました。委員から、見積りどおりできていないのかたまたまのに対し、「結果的に見積りどおりできていないが、地元からクレームがあり中止になったので、滝町の整備と差し替えようとして進めた。そのことが間違いの原因であった。場所選定については、たい肥を作る目的で契約をしているので、場所はどこでも良かった。土地の借り上げの差額については、土地の所有者を確認する意味で書類はとったが、直接地権者にお問い合わせすべきであった。」との答弁があり、委員から、一議員に関わることなく直接交渉すべきであったとの意見がありました。また、委員から、他の場所の選定を行ったのかたまたまのに対し、「国土交通省の事業で、たい肥をしていた車谷町に話をした。」との答弁がありました。

八田町の委託金額の支払についてたまたまのに対し、「たい肥をつくることを目的に委託したものと考えていたので、滝町の整備ができたので、差し替えて支払をした。」との答弁があり、委員から、委託金額を流用することは、おかしいとの意見がありました。

市の顧問弁護士に利益供与のことを二回確認したことについてたまたまのに対し、「二回目のときは、一回目のときに利益供与というキーワードがあったので訴訟等を考えて確認した。」との答弁があり、委員から、利益供与や工事のことに関し、市民に説明できない。なぜこのように進めたのかたまたまのに対し、「適正であると思いついて進めてきたので、今は事務処理が適正でなかったと考えている。せっかく頑張ってきた課員も褒めてもらえない結果に対し遺憾に思う。」との答弁がありました。

滝町の事業についてたまたまのに対し、「滝町については、差し替えて実施しようと思っていたが駄目なので、八田町の分は戻入してもらった。滝町は既にできていたので出来高で確認をしたところ、全てのものがあつたわけではなく状況も変わっていたが、確認できる部分は全

て設計書どおりであった。」との答弁がありました。

政治倫理条例に抵触するかただしたのに対し、「政治倫理条例については、こちらがお願いしたもので考えていなかった。」との答弁がありました。

次に、たい肥化による負担金の減額についてただしたのに対し、「二二三トンたい肥化しなければ五條市の負担が増える。」との答弁があり、委員から、「比較の仕方が不十分な資料である。現在九十一億円で落札している。一〇パーセントは均等割、九〇パーセントがごみ処理量割であり、御所市・田原本町よりもごみを減らした場合のことである。もう一度検討してもらいたい。」との意見がありました。

午後三時十二分に休憩し、午後三時二十三分から検査を再開しました。

再開後、八田町の工事完成についてただしたのに対し、「作業上整備工事中で升を作るのに穴を掘って井戸水が濁ったので、完成していない。」との答弁がありました。

借地料の差額についてただしたのに対し、「担当者は分かっていたが、差額の認識はしていなかった。」との答弁がありました。

会社や組合の登記上の代表者以外と契約することについてただしたのに対し、「全てを把握していないので、明確に答えられないが、適当であるかということについては適当でないと考える。」との答弁がありました。

以上で厚生建設常任委員会に委任された、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査の報告といたしますが、この間、委員の皆様には、慎重な委員会運営に御協力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

また、議員各位には御協力ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） ただいまの、厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の委員長報告の中で、このたい肥化事業に関しては市長が掲げるやまと広域に参加するに当たって我がまち五條市の負担をできるだけ削減したいという思いからされたと解釈するのですが、五ページ「たい肥化して焼却しなかったことで、約七千四百万円の負担金に相当する効果がある。」ということですが、十ページの「七千四百万円に対する算出の仕方が不十分である、もう一度検討してもらいたい」という意見もあった。」ということなんです、実際どれだけこの事業で効果があつたのか、再度この報告書では十分理解できませんのでお答え願えますか。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄委員長。

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）ただいまの質問の内容を再度確認させていただきたいのですが、答弁は当局、理事者が答弁されております。したがって、このやまと広域のごみ処理場建設費用に対する五條市の負担金が何年度のごみ量で計算されたのかどうかは、これは私の報告にはありませんので、何年度のごみ量で計算したのかどうかは当局がお答えしていただかなければならないというふうに思います。私の報告にはそれは明確にはしておりません。だから私は報告以外のことは答えることはできませんからね。

以上です。

○議長（窪 佳秀）今回の質疑は、検査の結果に対する質疑ですので、牧野議員、その辺をよろしくお願いいたします。（「四番」の声あり）

四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）御報告ありがとうございます。

この報告と言いますのは、再確認する意味で質問させていただきましても、地方自治法第九十八条の第一項の規定による事務検査というところでございますけれども、調査の調査結果の報告という解釈でよろしいでしょうか。委員会として結論的なことには至っていないという解釈でよろしいですね。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄委員長。

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）報告のページにありますように、第三回九月定例会において地方自治法第九十八条第一項の規定による事務の検査を厚生建設常任委員会に権限が委任されて、そして検査を行っておりますので、検査をさせていただいた経過と内容の報告であって、その検査の内容に対する結論的なことは、私が先ほど申し上げました報告にはどこにも入っておりません。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上でみどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査についての、厚生建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二、選第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第八号、常任委員会委員の所属変更について。

五條市議会委員会条例第六条第三項の規定により委員の所属変更を行う。

平成二十六年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（窪 佳秀） 本件につきましては、お手元に配布いたしました名簿のとおりそれぞれ常任委員会委員の所属を変更したいとの申出があり、委員会条例第六条第三項の規定により許可いたしましたので、御了承願います。

また、常任委員会委員の選任につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布しております名簿のとおり、それぞれ指名いたします。
念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 総務文教常任委員会、益田吉博、山口耕司、福塚 実、吉田 正、平岡清司、養田全康。
厚生建設常任委員会、大谷龍雄、吉田雅範、岩本 孝、窪 佳秀、宗部康寛、牧野雅一。

○議長（窪 佳秀） この際申し上げます。

山口耕司議員、吉田雅範議員、福塚 実議員、吉田 正議員、宗部康寛議員及び牧野雅一議員から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により許可いたしましたので、御了承願います。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第三、選第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 選第九号、議会運営委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により委員の選任を行う。

平成二十六年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（窪 佳秀） 本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、それぞれ指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議会運営委員会、益田吉博、吉田雅範、吉田 正、牧野雅一、平岡清司、養田全康。

○議長（窪 佳秀） この際、申し上げます。

福塚 実議員、宗部康寛議員、大谷龍雄議員、益田吉博議員、吉田 正議員及び牧野雅一議員から地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会委員を、山口耕司議員、平岡清司議員、吉田雅範議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員及び養田全康議員から議会改革特別委員会委員を、それぞれ辞任したいとの申出があり、委員会条例第十二条の規定により、許可いたしましたので、御了承願います。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第四、選第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 選第十号、特別委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により委員の選任を行う。

平成二十六年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○議長（窪 佳秀） 本件につきましては、あらかじめ議員各位の御意見を聞き、御協議を願っておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、指名いたします。

念のため、事務局長に氏名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会、大谷龍雄、山口耕司、福塚 実、岩本 孝、窪 佳秀、宗部康寛。
議会改革特別委員会、益田吉博、吉田雅範、吉田 正、牧野雅一、平岡清司、養田全康。

次に、議会広報編集委員会委員は、吉田雅範議員、岩本 孝議員、吉田 正議員、牧野雅一議員、平岡清司議員及び養田全康議員の六名の方々をお願いをいたします。

○議長（窪 佳秀）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時二十九分休憩に入る

午後三時二十九分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）日程第五、本日提出されました同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第三号、五條市監査委員の選任について。

○議長（窪 佳秀）地方自治法第百十七条の規定により、宗部康寛議員の退席を求めます。

〔宗部康寛議員退場〕

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いたしました同第三号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、議員のうちから選任をいたしておりました福塚 実委員から辞職願が提出されましたので受理をいたしました。

福塚議員には在任中、鋭意五條市の在り方について、また効率的な監査に御尽力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、後任といたしまして、地方自治法第百九十六条第一項の規定による議員のうちから選任する監査委員には宗部康寛議員をお願いします。

ものであります。同議員は人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他優れた識見を有する方でございます。

議員各位には御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

宗部康寛議員の着席を許します。

〔宗部康寛議員入場〕

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ただいまこの重責に拝命を受け、大変有り難く思っておりますが、このことに関しましては何の打診もないままでございます。私自身数多くの職責があり、その職務を全うしたいため監査委員という重責を担うに当たりましては、様々な状態を鑑みて今後とも御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）次に日程第六、発議第二十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 発議第二十一号、CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年十二月十七日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	吉田雅範
〃	〃	福塚実
〃	〃	岩本孝

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明を求めます。（「九番の声あり」）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） ただいま上程されました発議第二十一号、CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）

昭和三十年代に九割であった木材自給率は、現在約三割まで落ち込んでいます。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業基本計画の中で、二〇二〇年までに木材自給率五割を目指すことを掲げています。

そのためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められます。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待される、CLT（直交集成板）といった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっています。

CLTは、「ひき板（のこぎりで切り出した板）」を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度、断熱性、耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く組み立ても容易なため、欧米を中心に、中・大規模の集合住宅や商業施設など

で幅広く使われ、急速に普及が進んでいます。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可能性があります。林業・木材産業を始め山村地域の振興につながります。

よって、政府においてはCLT普及に向けた以下の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 一 現在、CLTは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、CLTの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
 - 二 CLTに関する技術研究を更に進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立、及びCLT建築に関する技術者の養成を図ること。
 - 三 早急に大規模な生産拠点を整備し、CLTの量産体制を確立すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十二月十七日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立全員であります。

よつて本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（窪 佳秀）次に日程第七、発議第二十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二十二号、益田吉博議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十六年十二月十七日提出

提出者 五條市議会議員 岩 本 孝

賛成者 五條市議会議員 大 谷 龍 雄

〃 養 田 全 康

○議長（窪 佳秀）地方自治法第一百七条の規定により、益田吉博議員の退場を求めます。

〔十一番 益田吉博退場〕

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「七番の声あり」）七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）ただいま上程されました発議第二十二号、益田吉博議員に対する議員辞職勧告決議について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

益田吉博議員に対する議員辞職勧告決議（案）

市議会議員は、市民の負託を受けて、暮らしや教育・福祉の充実のために常にその先頭に立って行動しなければならず、法令を遵守すべき議員の果たす責任は重大である。

五條市議会は先の平成二十六年第三回九月定例会において、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任し、委員会では鋭意検査が進められました。

その経過内容を明らかにしますと、八田町において平成二十五年五月八日に五條市が五條産直組合たい肥部と業務委託契約を結び、益田議員の土地八田町九四の六番地を借りて、たい肥化事業を進めてきましたが、整備工事中に升を作るのに穴を掘ったとき近くの方の井戸が濁り、（議場に声あり）中止してほしいと八田町自治会からあり、市長にも直接苦情があり、市長の指示で八田町でのたい肥化事業を中止しています。（「岩本議員、岩本議員」の声あり）

滝町においては、平成二十五年六月一日に五條市が五條産直組合と土地賃貸契約を結んで、……（「岩本議員、岩本議員」の声あり）（議場に声あり）を借りて、たい肥（議場に声あり）五條産直組合代表者は益田議員の親族であり、……（議場に声あり）地権者の間に、益田議員がたびたび関係者の立場で同席していたと聞いております。（議場に声あり）また三名の地権者から五條市が借りた借地料は十箇月分十七万六千円を五條産直組合に支払しているにも関わらず、（議場に声あり）五條産直組合から、（議場に声あり）（「岩本議員、岩本議員」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 岩本議員、決議案の勧告決議に書いてある案。

○七番（岩本 孝） 概略説明でしたので……（議場に声あり）五條産直組合から三名への地権者への支払は契約では年額で五万円になっており、（「岩本議員」の声あり）差額十二万六千円は五條産直組合に残るという不自然な状況にあったということで、市長は契約期限より早い平成二十五年十月五日で中止されています。

また、先に八田町において同業者が進めていた用地は益田議員本人が所有する土地であるにも関わらず、（「岩本議員、岩本議員」の声あり）（議場に声あり）

○議長（窪 佳秀） 岩本議員、これは本当に大事な案件ですので、提出者、賛成者のこともございますし、大事な案件でございますので……（議場に声あり）

○七番（岩本 孝） 市との契約は、奈良五條産直組合たい肥部となっており、公共事業の契約において登記にないたい肥部の名称まで付け加え

ていることは、五條産直組合が自らの団体を作為的に分割したと思われる、客観的に見ても不自然であると感じます。

この一点だけを見ても、この契約は不適切なものでなかったのかと疑いを持たれても仕方がない状況でございます。

これらのことは、社会通念上、看過できるものではなく、滝町の刈草たい肥化事業において益田議員の親族が代表となっている五條産直組合との土地賃貸借契約は、平成二十五年六月一日ですが、事業の完了日が十月五日になっていますので、昨年の九月定例会で議会改革特別委員会から提出され、可決成立され十月一日に施行している五條市政治倫理条例にも抵触するものと思われます。

政治倫理条例には、具体的には第三条では、市が行う契約等に関し、（議場に声あり）特定の者に有利、また不利な取り計らいをしないことを規定しており、また第四条では、関係企業に市との契約を辞退することを求めており、併せて配偶者もしくは二親等以内の親族が経営している企業等があるときは、関係企業等報告書を提出しなければならないと規定しております。（「岩本委員長」の声あり）（議場に声あり）

厚生建設常任委員会においては、益田議員には条例に規定されている関係企業等があること、それにも関わらずいまだに報告書が提出されていないこと、またみどり園の刈草等たい肥化事業については、益田議員が自己の権限や地位による影響力を不正に使用したと思われる（「岩本委員長」の声あり）調査の結果から、委員長違います。もうちょっとやさかい、もう読ませて。議員は自ら進んでその高潔性を実証するしていますが、益田議員にはその姿勢が見られません。市民を代表する議員として不適格であると言わざるを得ません。よって五條市議会は、益田吉博氏の議員辞職を求めるものであります。

以上、決議する。

平成二十六年十二月十七日

五 條 市 議 会

議員各位にはよろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）再度注意いたします。

岩本議員、提出されております益田吉博議員に対する議員辞職勧告決議案、この内容と全く異なっておりますので、厳重に注意いたします。
（「議長、議長」の声あり）

提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今読んでいただいたのですが、議長今注意されておりましたけれども、これ注意のままで、本会議ですので、そのまま残っていくと思いますけれども、この後始末というか、どうされますか。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ただいま岩本議員の方から益田吉博市議会議員に対する辞職勧告決議案を説明されたわけでありまして、この内容は私が先ほど報告いたしましたみどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査の報告と重要なところは全て一致したものでありまして、誤りや食い違いはないというふうに判断します。議運での趣旨説明はあくまでも趣旨説明でありまして、（議場に声あり）本会議では詳しい説明をさせていただいていると思いますので、私は正当性があるというふうに思います。

○議長（窪 佳秀）あくまでも質疑ですので、意見ではございません。

質疑を終わります。（「三番」の声あり）（議場に声あり）

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、先ほどの岩本議員の益田吉博市議会議員に対する辞職勧告決議案に対する賛成討論をいたします。

御存じのように、五條市議会は先の平成二十六年第三回九月定例会において、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任し、委員会の検査の経過及び結果を私の責任で先ほど報告させていただきました。その報告によりますと、八田町においては、平成二十五年五月八日に五條市が五條産直組合たい肥部と業務委託契約を結び、益田吉博市議会議員の土地を借りて、たい肥化事業を進めてきましたが、整備工事中、升を作るのに穴を掘ったとき、近くの方の井戸が濁ったので中

止してほしいと八田町自治会からもあり、同時に市長にも直接苦情の電話がありました。

したがいまして、市長の指示で八田町でのたい肥化事業を中止しております。また滝町においては、平成二十五年六月一日に五條市が五條産直組合と土地賃貸借契約を結んで三名の地権者の土地を借りて、たい肥化事業を進めてきましたが、五條産直組合の代表者は益田吉博市議会議員の親族であります。また、三名の地権者から五條市が借りた借地料は十箇月分十七万六千円を五條産直組合に支払いしているにも関わらず、五條産直組合から三名の地権者への支払は契約では年額五万円になっており、差額の十二万六千円は五條産直組合に残るという不自然な状況があったということで、市長は契約期限より早い平成二十五年十月五日で中止させています。

以上の刈草たい肥化事業は五條市と五條産直組合が協議して進めてきていますが、益田吉博市議会議員も協議に参加していたと報告されております。

以上の経過から、問題として考えられるのは、滝町の刈草たい肥化事業において、益田吉博市議会議員の親族が代表となっている五條産直組合との契約は平成二十五年六月一日ですが、事業の中止日が十月五日になっておりますので、平成二十五年十月一日から施行しております五條市政治倫理条例の第三条三項及び四条一項に抵触する疑いがあります。

また、滝町において五條市が三名の地権者から借りている土地代として十箇月分十七万六千円を五條産直組合に支払っているにも関わらず、受け取った五條産直組合は三名の地権者に対し、契約では年額五万円の支払いになっており、差額の十二万六千円は五條産直組合に残ることになることは、大きな問題であります。

以上の問題の責任は五條市にも関係しますが、協議に参加していたとされます益田吉博市議会議員の責任も大きいものであります。以上の理由をもちまして、益田吉博市議会議員に対する辞職勧告決議案に対する賛成討論といたします。

○議長（窪 佳秀）次に、養田全康議員の発言を許します。（「一番」の声あり）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

五條市議会では先の平成二十六年第三回九月定例会において、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任し、委員会では鋭意検査が進められてきました。

まず、八田町において事業が進められていましたが、当該用地は益田議員が所有の土地であるにも関わらず、市との契約は奈良五條産直組合たい肥部となっており、客観的に見ても不自然であると感じます。

また、五條市の設計どおりに施工が行われていないのにも関わらず、約三十九万六千五百円を支払い中止になった八田町の代わりの滝町に流用されていましたが、後日、金額全額を払い戻しされています。

次に、滝町ですが、先ほどからも答弁がありましたように、五條市は奈良五條産直組合に十箇月で十七万六千円を支払っておりますが、奈良五條産直組合は三名の地権者に対し、五万円の支払いをしております。その差額は十二万六千円で、本来地権者に支払わなければならないお金だと考えます。

また、八田町も滝町も目視での検査が行われるなど、滝町の施工数量にも疑問が残りました。奈良五條産直組合は益田議員の親族が経営されている組合で、五條市に指名願ひも提出されておられませんし、八田町のたい肥化事業当初から滝町の契約時におけるまで益田議員が市職員と話し合いをされていることが分かっています。

また、平成二十五年九月定例会において、可決されました五條市政治倫理条例には第三条、市が行う契約等に関し、特定の者に有利又は不利な取り計らいをしないことを規定しており、第四条では関係企業に市との契約を辞退することを求めており、併せて配偶者、もしくは二親等以内の親族が経営をしている企業等があるときは、関係企業報告書を提出しなければならないことを規定しております。

益田議員においては、関係企業報告書が提出されておられません。また、条例第二条では、議員は自ら進んでその高潔性を実証するとしておりますが、益田議員にはその姿勢が見られず、市民の信頼に応えようとする姿勢も感じられません。よって、市民の代表である議員としては不適格だと考えます。

議員の皆様には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。
よろしく願ひいたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって地方自治法第百十六条第一項の規定により議長において裁決すること

いたします。

本件は可決と裁決いたします。

益田吉博議員の入場を許可します。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、発議第二十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二十三号、経営所得安定対策に係る適正な事務執行を求める決議について、標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出するので、決議を求める。

平成二十六年十二月十七日提出

提出者	五條市議会議員	吉田雅範
賛成者	五條市議会議員	益田吉博
〃	〃	福田実
〃	〃	吉田正
〃	〃	宗部康寛
〃	〃	牧野雅一

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二十三号、経営所得安定対策に係る適正な事務執行を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明をさせていただきます。

経営所得安定対策に係る適正な事務執行を求める決議（案）

平成二十六年第四回十二月定例会の一般質問において、農業者に対する平成二十五年度の経営所得安定対策における米の直接支払い交付金

等が未払いとなっていることが判明した。

経営所得安定対策は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すことを目的とした国の重要な政策であるが、このたびの事案は、申請された農業者の方に一切の不備がなく、市の全面的な過失等により農業者の方に多大な迷惑を掛けたもので、市においては、公正な判断を期すため第三者委員会を設置することを言明されたが、過年度の交付手続でもあり迅速な対応が待たれるところである。

また、市職員には完璧な事務執行が求められており、仕事に欠くことのできない情報の共有、プロ意識の高揚など、常に高い意識を持って職務を遂行しなければならない。

よって、市当局に対しては、職員間の情報の共有及び危機管理意識の徹底を申し入れるとともに、多大な迷惑を掛けた関係者各位に対し、誠意を持った適正かつ迅速な対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十六年十二月十七日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、議員各位には、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第六、本日提出されました議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十七号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました議第六十七号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、三百万円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百八十九億三千八百八十四万円となるところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の三百万円でございますが、経営所得安定対策交付金を予算化するものでございまして、米の生産調整の達成又は推奨作物を栽培し販売するなど、交付の要件を満たした農家に対して国が直接交付する同交付金について、市の事務的手続の遅れ等により支払が遅延しており、早急に支払を行う必要があることから、所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十八款繰越金において、三百万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この補正予算に関しまして、先般議運の方でもお願いしまして、先ほど決議にもありました経営所得安定対策の、農家の方にいち早く支給されるべきお金を市が対応してあげてもらえるという趣旨のことであると思うのですが、今二十五年度お渡しできていない支給金に関してこの補正予算が通れば最短でいつから支給開始をしていただけるのか、副市長、先だって御説明いただいたのを改めてお教え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま上程いただきました補正予算を議決いただきましたと、十二月の末をもって確定、お支払しなければならぬ金額が確定されると事務手続を進めております。よって最短でも、そこから支払事務をまた御説明にあがるということであれば、一月の中旬前後になると思っております。上旬はちよつと正月等がございますので、中旬くらいが最短であろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 正直この補正に関しましては、先般議運の方でお願いしまして早急に補正予算を組んでいただいたことは柔軟な態勢を取っていただいて有り難いと思います。せっかく補正予算を掛けてくれはったんですから、一日も早く。本来でしたら、先般の十二月議会の一般質問であったときからこういうことを我々議員サイドからお願いするのではなく、行政の姿勢としていち早く取り組んでいただけたら、なお有り難かつたかなと思いますので、今後、やはりこういうふうなことがあれば、人から言われる前にやはり行政の責任として取り組んでいただけたら、なお有り難いと思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今牧野議員もおっしゃっていただいたように、議運のときに副市長に来ていただいて早急な対応をしていただいたことを心から厚くお礼申し上げます。

そこでなんですけれども、私十二月定例会の一般質問でもお話をさせていただいたのですが、それに対する利息というものを農家の人に払っていただけるのですか。ちよっとお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今の御質問等につきましては、市長が答弁させていただいてあります第三者委員会、外部の委員さんの意見を聞かせていただいた中で対応をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 第三者委員会ということも言うていただいておりますので、それも早急に立ち上げていただいて、やはり私たち税金を滞納しても利息が掛かってきますので、どうかその点も考慮していただきたいと思います。

どうぞよろしく願います。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励賜り、円滑なる運営に御尽力、御協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、議員各位の温かい御支援によりまして、議長に御推挙を賜りました。

もとより微力ではございますが、市政の発展と議会の円滑な運営に、最善を尽くしていく所存でございますので、理事者側各位並びに議員各位には、何とぞ御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、時節柄、健康には十分御自愛をいただき、御家族そろって良い年をお迎えいただけますよう、御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十六年第四回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともお忙しい中、慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

本議会に提出いたしました諸議案は、議員各位の御協力によりまして、いずれも原案どおり可決、承認を得ましたことに心からお礼申し上げ

げます。

また、本定例会におきまして、市議会の新体制を決めていただき、新たなスタートを切っていただくこととなりました。

これからの市政運営につきましても、本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら、進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも本市発展のため、御協力をお願いしたいと申し上げます。

去る十四日には衆議員選挙の投票が行われ、自公与党が三分の二を超える議席を獲得し、引き続き政権を担うこととなりました。地方にまで実感が届く景気対策、少子高齢化対策、地方創生や社会保障の充実、外交、安全保障など、難易度の高い課題が山積しております。

新政権には大きなリーダーシップを発揮され、国民に信頼していただける政治を期待をいたしております。

さて、今年も残すところ後二週間となり、寒さもいよいよ本格的に厳しくなってきました。議員各位にはこれからの年末年始、多忙な日が続くことと存じますが、どうか健康には十分御留意いただき、御家族おそろいで輝かしい平成二十七年の新春を元気で迎えくださるよう、心から御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） これをもちまして、平成二十六年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後四時十七分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 窪 佳 秀

議 会 議 員

議 会 議 員 平 岡 清 司

署 名 議 員 吉 田 雅 範

署 名 議 員 養 田 全 康	署 名 議 員 大 谷 龍 雄
--------------------------------------	--------------------------------------